

知っていますか「セルフメディケーション制度」 (医療費控除の特例)

今年から、特定の医薬品購入に対する新しい税制「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まりました。セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」として、定期健康診断などを受けている人が、平成 29 年 1 月 1 日以降に、市販薬（要指導医薬品および一般用医薬品）のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品を年間 **12,000 円** を超えて購入した際に、**12,000 円** を超えた部分の金額（上限金額：**88,000 円**）について所得控除を受けることができます。ただし、この制度は「医療費控除の特例」ですので「従来の医療費控除制度」と「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」は同時に利用することはできません。従来どおり、10 万円を超えた医療費の所得控除を受けるか、新設の「セルフメディケーション税制」で所得控除を受けるかどちらかを選択することになります。
※この特例は、来年の確定申告からの適用となります。

1. 対象となる人

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、所得税や住民税を納めていて、以下のいずれかを受けている人

- ・ 特定健康診査（メタボ健診） ・ 予防接種 ・ 定期健康診断 ・ 健康診査 ・ がん検診等

2. 対象となる医薬品

厚生労働省の Web サイトに掲載されている医薬品（2/1 現在、1577 品目）が対象となります。

「セルフメディケーション税制」の対象製品であることを示すロゴマーク。



ロゴマークは全ての商品に取りつけられているわけではありませんがドラッグストアなどのレシートには、スイッチ OTC 医薬品を購入した場合、それがわかるようにレシートに記号が印字されたり、対象商品と分けられるなどの対応が取られています。

3. セルフメディケーションとは

セルフ＝「自分」で、メディケーション＝「治すこと」。医薬品だったらなんでもいいわけではありません。スイッチ OTC 医薬品に限定されています。

4. 「OTC (オー・ティー・シー)」とは

Over the Counter (オーバー・ザ・カウンター) の頭文字で、薬局などでカウンター越しに薬を買う方法のことで**医師の処方せんがなくても買うことができる医薬品**を「OTC 医薬品」を呼んでいます。すべての OTC 医薬品が対象となるのではなく、もともと処方せんが必要だった医薬品の中から、副作用が少ないなどの利用によって、OTC 医薬品に転換 (スイッチ) されたものが「スイッチ OTC 医薬品」と呼ばれています。

5. セルフメディケーション税制を申告する場合の書類

- ・対象の医薬品を購入した時のレシートや領収書
レシートや領収書には商品名、金額、当該商品がこの税制対象商品である旨の記載、販売店名、購入日の記載が必要です。
- ・年内に行った予防接種や健康診断などを明らかにする書類 (領収書や結果通知書など)
 - ・源泉徴収票 (給与所得者の場合)

平成 29 年 2 月 1 日

西京インテリジェンスパートナーズ株式会社

総務課長 要田 俊彦

AFP (日本 FP 協会認定)